

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る  
医療機関での受診・窓口負担について（周知徹底のお願い）

今回の災害により、被災された方々の医療を確保するため、医療機関の窓口における被保険者証等の提示及び患者負担の取扱いにつきまして、厚生労働省保険局医療課より別紙ポスターが作成されました。

下記の取扱いにつきまして、改めて、ご理解いただき、対応してまいりますようお願いいたします。

1 被保険者証等なしでも保険診療が可能であること。

被災により、被保険者証等を紛失している場合など、医療機関の窓口で被保険者証等を提示できない方については、氏名、生年月日、住所（国保、後期高齢者医療制度の方）、事業所名（被用者保険の方）を口頭により窓口で確認するだけで保険による診療を行うことができます。（現在の連絡先も確認してください。）

2 対象の被災者の方は窓口での一部負担金等の支払いが不要であること。

対象者

次の（１）と（２）の①～⑥のいずれかに該当する患者については、医療機関の窓口での一部負担金等の患者負担を支払う必要がないこと。（窓口での一部負担金の猶予）

（１）災害救助法の対象地域（東京都を除く）の住民（地震の発生以後、他市町村に転出した者を含む）であり、

（２）以下のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明のである方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原子力発電所の事故による政府による避難指示・屋内退避指示の対象の方

※ 上記の（１）と（２）のいずれかに該当する方は、保険証の有無、支払能力の有無に関わらず、窓口での一部負担金は猶予となります。

## 医療機関の窓口における対象者の確認方法

- (1) 前頁(1)に該当することの確認は、被保険者証等の提示により行います。  
ただし、被災により被保険者証が提示されなかった場合には、患者の氏名、生年月日、住所及び連絡先（これらに加え、被用者保険の被保険者の場合は、勤務先の事業所名（できれば所在地・電話番号）、国民健康保険組合の場合は組合名）を診療録に記録しておいてください。
- (2) 前頁(2)のいずれかに該当することの確認は、患者の口頭による申し出により行います。なお、診療録の備考欄に簡潔にその内容を記載してください。

※ 患者へ罹災証明書を求める必要はありません。

※ 福島県後期高齢者医療広域連合の被保険者について、被保険者情報が確認できない場合、被保険者の氏名、生年月日、住所をご照会ください。

電話番号 024-528-9025 (平日の8:45~17:15)

## 医療費の請求方法

医療機関は、一部負担金の猶予を行った場合には、一部負担金等の分も含めて審査支払機関に請求を行ってください。請求方法については、別記事にてご確認ください。

### 3 保険者が特定できない場合の取扱い

上記1及び2の場合で、被保険者証の提示がなかった場合には、窓口で確認した事項等により、保険者を特定するようご協力いただいておりますが、保険者を特定できない場合であっても、患者の住所や事業所名を記載することにより、審査支払機関に医療費を請求することは可能です。

## 被災された方々が診療に見えた際には 下記の点にご留意ください。

### 1. 保険証の提示がなくても保険診療ができます

被災により、患者さんの保険証が紛失するなど、提示ない場合でも、  
患者さんの

- ・氏名、生年月日
- ・住所(国保、後期高齢者医療制度の方の場合)
- ・事業所名(被用者保険の方の場合)

を確認し、保険診療として取り扱います。

### 2. 以下の方々は窓口での一部負担金等を支払う 必要がありません

患者さんが窓口で以下に該当することを申し出た場合には、一部負担金等を受け取る必要はありません。

(1) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)の住民(地震の発生以後、  
他市町村へ転出した者を含む)であり、

(2) 以下のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示及び屋内退避指示の対象となっている方

医療機関は一部負担金等の額も含めた全額を保険請求してください。

### 3. 保険者が特定できなくても医療費は医療機関に 全額支払われます

保険証の提示が無い場合には、保険者の特定をしていただくようお願いしていますが、保険者が特定できなくても、保険請求することができます。

※具体的な請求方法については、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(その2)」(平成23年4月1日付厚生労働省保険局医療課事務連絡)をご参照ください。